10-1 災害対策用物資の備蓄状況

(令和2年2月29日現在)

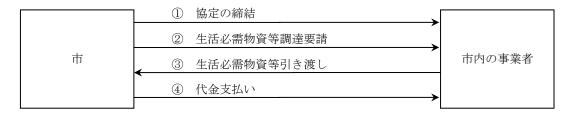
種類	品目	単位	数量
	アルファ米	食	7, 631
食料・飲料水	乾パン	食	6, 928
	副食用缶詰	食	
	調整粉乳	kg	7. 6
	哺乳ビン付きミルク	セット	
	飲料水	リットル	16, 842
	毛 布	枚	4, 203
	生理用品	枚	4, 256
化 还 27 录 D	紙おむつ(大人用)	枚	243
生活必需品	紙おむつ(こども用)	枚	1, 314
	給水袋	枚	900
	日用品セット	セット	
避難所用資機材	防水シート	枚	385
	簡易トイレ	基	111
	トイレ薬剤	セット	19, 200
	トイレテント	基	6
	段ボール間仕切り	セット	30
	ワンタッチ間仕切り	セット	275
	段ボールベッド	台	150
	ラジオ	台	40

※保管場所:さぬき市役所及び支所、避難所

10-2 生活必需物資等の調達方法

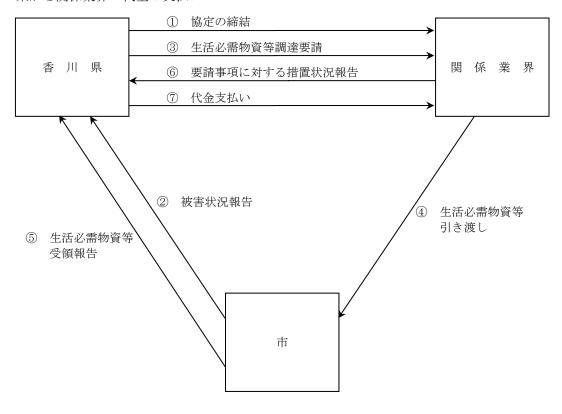
1 市内事業者から調達する場合

- ① 市と市内の事業者との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
- ② 市から事業者に対し生活必需物資等の調達要請
- ③ 事業者から市に対し生活必需物資等の引き渡し
- ④ 市から関係業界へ代金の支払い



2 市内事業者だけでは調達できない場合

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
- ② 市から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から市町に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 市から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い



10-3 緊急物資の備蓄マニュアル (香川県 平成27年5月)

1 目的

本マニュアルは、香川県地域防災計画に基づき、県が、発災から3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町の行う物資供給活動等を支援し、更に県が行う応急救助に資することを目的とする。

2 備蓄に関する基本的な考え方(自助・共助・公助)

大規模災害等の発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、県及び市町は、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していくものとする。

(1) 県民による備蓄(自助)

ア 備蓄目標量について

大規模災害等の発災直後、被災地域では行政からの支援の手が行き届かない可能性が考えられることから、まずは被災者自身で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水等の家庭備蓄を最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄に努めるものとする。

イ ランニングストックについて

日頃から使用している食料や飲料水、日用品等を少し多めに買い置きすることも有効な備蓄 方法の一つである。米など、通常購入している保存性の良い食料等買い置きし、賞味期限等を 考慮して計画的に消費し、消費した分は新たに購入するというランニングストックを行うなど 無理のない備蓄に努めるものとする。

ウ 要配慮者に対する備蓄について

乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者が必要とする紙おむつや粉ミルク、哺乳瓶、医薬品などの物資は、保護者等がその確保に努める。また、食物アレルギーを持つ家族がいる場合などには、医療機関等により推奨され、家族の症状に応じた食料等の備蓄に努めるものとする。

(2) 地域等による備蓄(共助)

ア 事業所、病院、学校等における備蓄

大規模災害等の発災直後、事業所等は、建物や周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、また、救出・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等、災害発生後に迅速かつ円滑に実施しなければならない応急活動に支障を生じさせないためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の3日分以上の食料や飲料水、日用品等の備蓄に努める。なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。

イ 自主防災組織等における備蓄

大規模災害等の発災時における救出・救助活動、消火活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による資機材等の備蓄に努める。

(3) 市町及び県による備蓄(公助)

市町及び県による備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、市町及び県は、家庭等における備蓄の推進についての働きかけを推進していくこととする。しかしながら、災害により家屋が被災し、物理的に備蓄品が取り出せないことや、二次災害を予防するために備蓄品の取り出しを断念せざるを得ないことがある。市町及び県による公的備蓄は、そうした住民(避難者)に対応するために食料や飲料水、日用品等について一定量の備蓄を行うものとする。

公的備蓄の備蓄品目については、それぞれの必要性や緊急性等を考慮し、「発災初期における 生命の維持及び生活レベルの維持」に係るものとする。

3 市町及び県による備蓄物資(公助)に関する基本的な考え方について

(1) 市町における備蓄

市町における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、家庭等における備蓄の推進について働きかけを推進していくことを基本とする。但し、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者の

ために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の供給を行う責務を有していることから、地域の実情に応じた備蓄目標をたて、生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の備蓄に努めると共に、避難所運営に必要な資機材等を現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア 要配慮者等に対する配慮

市町は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮して避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 分散備蓄、輸送体制の構築

市町は、発災時に被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、各避難所等への分散 備蓄を推進すると共に、市町の二次(地域)物資拠点等からの物資輸送に関し、民間物流事業者 の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ 避難所運営資機材の備蓄

市町は、避難所における良好な生活環境の確保に向けて、仮設トイレ(トイレ薬剤)、発電機、投光器、通信施設、簡易ベッド、間仕切り等の避難所運営に必要と判断される物資の備蓄に努める。

(2) 県における備蓄

県は、広域的な自治体として、市町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や民間協定事業者への要請が困難になった場合などに備え、被災者の為に必要な物資について、市町を補完する立場で、現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア 要配慮者等に対する配慮

県は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮しての避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 分散備蓄、輸送体制の構築

県は、引き続き分散備蓄を進めると共に、発災時に、県の分散備蓄場所や一次(広域)物資拠点等から、被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、市町の二次(地域)物資拠点等への物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなった。県は、平常時から市町の備蓄場所・備蓄量等について、定期的に情報収集を行ない、市町からの要請を待たずに物資の供給を行ういわゆる「プッシュ型支援」を想定した備蓄に努める。

4 県備蓄物資の数値目標等について

本県における備蓄物資の数値目標の算定に当たっては、平成25年8月28日、本県で策定した「香川県地震・津波被害想定(第二次公表)」における避難所への避難者を基本とする。

同想定では、南海トラフを震源域とする地震・津波について、比較的発生頻度の高い地震・津波(以下L1とする)と、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度の極めて低いものであるが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波(以下L2とする)の2つに分けて被害想定を算定している。本県における備蓄物資の数値目標は、「命を守ること」に主眼をおいて、L2に対応した備蓄を行うものとする。

【避難者数の推移】

	発災直後		1 週間後		1ヵ月後				
	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外
L1	59,000	35, 000	24, 000	12,000	7, 100	4,800	20,000	6, 000	14, 000
L2	199, 000	119, 000	80,000	132, 000	95, 000	37,000	230, 000	69, 000	161,000

香川県地震・津波被害想定より抜粋

(1) 備蓄目標日数

4日目以降は、国や他県等の救援物資が供給されると考え、発災後の3日分について、1日分

を県及び市町が協力して避難者数に応じた現物備蓄を行い、2日分を協定等による流通備蓄により対応することとする。

(2) 備蓄品目

ア 備蓄品目について

(ア) 食料及び飲料水

「命を守ること」に主眼を置き、発災初期における生命の維持に必要な食料として、食料 (アルファ米、粉ミルク等)、飲料水を備蓄する。

そのため、なるべく水や燃料を必要とせず、長期間保存可能なものとし、備蓄物資の選定 に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

(4) 毛布及び生理用品、紙おむつ

家庭からの発災初期における持ち出しが困難な毛布類や、東日本大震災時に不足し、衛生面からも必要とされた生理用品、紙おむつについて備蓄する。

イ 備蓄品目毎の考え方について

○ 食料(主食)

目標量:避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×1日分(3食)÷2(市町と等分)

※ 食料需要者係数とは、阪神淡路大震災の際、避難所へ食料を求めた避難者の割合 (20%)

調製粉乳

目標量:避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×0歳児人口比(0.84%)×1日分(140g(28g × 5 回/日))÷<math>2(市町と等分)

〇 飲料水

目標量:避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×1日分(30))÷2(市町と等分)

毛布(アルミブランケット)

目標量:(避難所避難者数-流通備蓄見込量)×1枚÷2(市町と折半)

○ 生理用品

目標量:避難所避難者数×10歳から60歳までの女性比率(27.9%)×1パック×生理中の 割合(7/30)÷2(市町と折半)

○ 紙おむつ(大人用)

目標量:避難所避難者数×寝たきり高齢者人口比率(0.5%)×1日分(8枚)÷2(市町と折半)

○ 紙おむつ (子供用)

目標量:避難所避難者数×0~2歳児人口比率(2.5%)×1日分(8枚)÷2(市町と折半)

(3) 備蓄品目毎の備蓄目標量

以上の算定に関する基本的な考え方を踏まえ、算定した県における備蓄品目毎の目標量については、次表のとおりである。

	C13()(X)(C40) (W)(0)					
品名	単位	目標量	既備蓄量※	追加必要量	備考	
食料 (主食)	食	214, 950	36, 000	178, 950	要配慮者向け・アレルギー対応の備蓄を考慮	
調製粉乳	kg	85	14	71	アレルギー対応の備蓄を考慮	
飲料水	Q	214, 950	33, 000	181, 950		
毛布(アルミブランケット)	枚	58, 145	10, 062	48, 083		
生理用品	パ ック	3, 886	2, 515	1, 371		
紙おむつ(大人用)	枚	2, 388	823	1, 565		
紙おむつ(小人用)	枚	11, 939	2, 736	9, 203		

※ 既存備蓄については、平成17 年3 月に公表の「香川県南海地震被害想定調査」に基づき備蓄したもの。

(4) 整備目標期間

平成27年度から平成29年度までの3年間で、計画的な整備に努める。

5 備蓄物資の保管について

備蓄物資の保管にあたっては、被災者に迅速に物資を提供するため、保管場所の被災による物資 の滅失リスクを低減するために、想定される避難者の割合に応じて分散して備蓄することとする。 また、備蓄物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、必要な 際に搬出がし易いこと等に配慮して選定することとする。

6 備蓄物資の更新について

県は、備蓄物資の備蓄目標量を維持できるよう、賞味期限等の保存期間を有するものについては計画的に備蓄物資の更新を行うものとする。なお、災害時に供給することなく保存期限が近付いた備蓄物資は、保存期限満了前に、県の総合防災訓練等において配布する等の方法により、県民の防災意識向上のため、利活用するものとする。

7 協定による物資調達(流通備蓄)について

(1) 基本的な考え方

災害発生時に物資の迅速な調達を可能とするため、民間事業者等と物資の優先供給に係る協定 締結に努める。大規模災害発生時には、協定締結先が被災することも視野に入れ、多彩な調達先 の確保に努めることとする。

(2) 調達物資のニーズの把握

避難所等で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した物資の調達を行うものとする。

(3) プル型支援

大規模災害発生直後において、情報が寸断し、市町の行政機能が低下した場合には「プッシュ型支援」は有効であるが、プッシュ型支援を継続することは、市町の二次(地域)物資拠点等における在庫物資の滞留を招く虞がある。

そのため、市町の行政機能の復旧に合わせて、被災者ニーズの的確な把握に努め、適切な量と 品質の物資を確実に届ける「プル型支援」に移行することとし、被災者ニーズを見据えた協定先 からの物資調達に努めることとする。

8 県備蓄物資の配分について

(1) 基本的な考え方

災害発生時には、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、市町が一義的な責任を負うものとする。

県は、市町を補完する立場として物資を備蓄し、市町の現物備蓄・調達物資が不足する場合、 市町は、県に対して物資の供給要請を行い、県は、その要請に基づき、県の保有する備蓄物資等 を、原則として市町が設置した二次(地域)物資拠点へと搬送するものとする。

(2) プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなったことから、県は、市町の物資の需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資を予測して、必要があると認められる場合には、市町からの要請を待たずに物資の供給を行う「プッシュ型支援」を行うものとする。

(3) 市町と県の情報共有

市町及び県は、「プッシュ型支援」を想定して、平常時から、県が、備蓄場所・備蓄量等について定期的に調査を行なうなど、備蓄物資に関する情報が最新のものとなるよう情報共有に努めるものとする。

9 職員用備蓄について

(1) 基本的な考え方

県職員は、大規模災害発生時には登庁時に可能な限り各自で2~3日分の食料、飲料水を確保した上で参集することとされている。しかしながら、勤務時間中に発災する虞もあることから、県職員は、あらかじめ各自で職場に食料等を備蓄しておくとともに、県は、被災市町に対する支援物資の備蓄に加えて、災害対応や非常時優先業務に従事する職員に対して、必要最小限度の食料及び飲料水を備蓄するものとする。

(2) 対象職員数

大規模地震発生時の第3次配備である全所属の全職員(約2,800人)の約7割である2,000人分の食料及び飲料水を備蓄する。

(3) 備蓄目標量

ア食料

目標量:対象職員数×2食(1日分)×3日分=12,000食

イ 飲料水

目標量:対象職員数× 1ℓ (1日分)×3日分=6, 000 ℓ

10 災害用医薬品等の備蓄及び調達

(1) 基本的な考え方

県が行う震災時用医薬品等の備蓄及び調達については、災害時における初期医療救護活動に資することを目的とする。

(2) 震災時用医薬品等の備蓄

県では災害時における被災者の緊急救護用として、応急救護所等へ医薬品及び衛生材料を供給するため、県下の保健所及び県が管理委託を締結した機関(災害拠点病院等)に震災時用医薬品等を備蓄しており、今後も、定期的な点検及び更新を行うなど、震災時用医薬品等の計画的な管理に努めることとする。

(3) 協定による医薬品等の調達

災害発生時に震災時用医薬品等の備蓄では不足すると予想される場合には、香川県医薬品卸業協会、香川県医薬品小売商業組合、一般社団法人香川県薬剤師会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部等との協定に基づき、医薬品等の調達を図るものとする。